



特定母樹を活用した新しい山作りに向けて

林木育種センター育種部長 星 比呂志

昨年(平成25年)5月31日に、森林の間伐等の実施の促進にかかる特別措置法(間伐等特措法)の一部が改正されました。森林吸収源対策として、これまでの間伐の促進に加え、あらたに成長が優れた樹木を「特定母樹」として農林水産大臣が指定し、特定母樹の苗木の造林を促進する方策を取ることで、吸収源対策を一層強化しようとするものです。

本法律の実施を促進するために農林水産省が定めた「基本指針」においては、将来の人工造林において必要となる種苗については、地域特有のニーズ等に応じたものを除き、特定母樹から採取する種穂による生産を目指す、ものとされています。

以上のことから、期待も込めて見えてくる将来は、エリートツリー等からなる成長の優れた特定母樹の苗木を、民間活力も活用して大量に生産し、地域特有のニーズがある場合は別として、木材生産用をはじめとする造林地にはこれらの苗木をどんどん植えていき、成長が速くどんどん大きくなっていく山の姿です。植栽密度もこれまでより低く、下刈りの回数も少なく、より短い年限で収穫でき、経営の改善にも大きく貢献していることと思います。

このような新しい山作りに向けて、林木育種センターでは、以下のような取り組みを進めていきます。

まず、エリートツリーの開発については今後も引き続き進め、順次、特定母樹への申請を行います。

また、原種の配布にも引き続き尽力します。その際、新しい品種の育苗・育林技術に関する情報を提供できるよう、関係機関と連携しつつ必要な試験を進め、情報を速やかに関係機関に提供していきます。また、民間への原種供給や採種圃管理技術の指導等を通じて、迅速な苗木供給に貢献していきます。

さらに、これまでになく短期間で次世代(第3世代)の品種を開発するため、ゲノム解析などの先端技術を駆使した新しい手法の開発に取り組んでいきます。先進国では潮流となっている革新的な選抜技術を確立し、これにより高速に品種を開発し、皆様の期待に応えていきたいと考えています。

林木育種センターでは、これまでと同様、関係機関と連携しながら、品種開発において中核的な役割を担っていききたいと考えています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【紙面紹介】

ゲノム解析などの先端技術を駆使した 新しい林木育種をめざす……………	2
地球温暖化に対応したアカマツの移植による保存 ……	3
間伐特措法の改正と特定母樹の指定……………	4
「特定母樹」配布の流れ……………	5

さまざまな「遺伝資源」を配布できます!……………	6
ケニア国 JICA プロジェクト研修員の受入れ ……	7
林業研究・技術開発推進ブロック会議を開催……………	8
小笠原の植物紹介「ハハジマノボタン」……………	8

